

H22補正

地域医療再生臨時特例交付金の概要

現状の課題

現在の地域医療再生計画は、二次医療圏を基本単位としていることから、都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の考え方が、十分に計画されているとはいえない状況である。

事業概要

◎ 都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援

○対象地域 都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏

○対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定

○計画期間 平成25年度までの4年間

○予算総額 2,100億円 (15億円×52地域、加算額 1,320億円)

※52地域のうち新成長戦略に資する高度・専門医療機能を担う医療機関の整備・拡充などを伴う大規模事業のケースに加算

○計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

一次・二次医療圏を含む三次医療圏全域での 医療連携体制の構築の例

集中治療室・医療機器等の整備

高度・専門医療機能を持つ医療機関、
救命救急センターの整備・拡充

広域医療圏の患者を対象としたがん、脳卒中
等の医療機関の施設・設備の整備

三次救急医療を担う医療機関の施設・設備の
整備

連携医療機関の整備

高度・専門医療機能を持つ
医療機関と連携する医療機
関の整備・拡充

急性期を脱した患者を受け入れる
後方病床の確保支援

二次救急医療機関の整備・拡充

退院支援の体制強化

回復期医療を担う医療機関
在宅復帰に向けたリハビリを
集中実施



脳卒中で救急車
により入院

紹介

紹介

紹介

継続的に
健康管理



三次医療圏

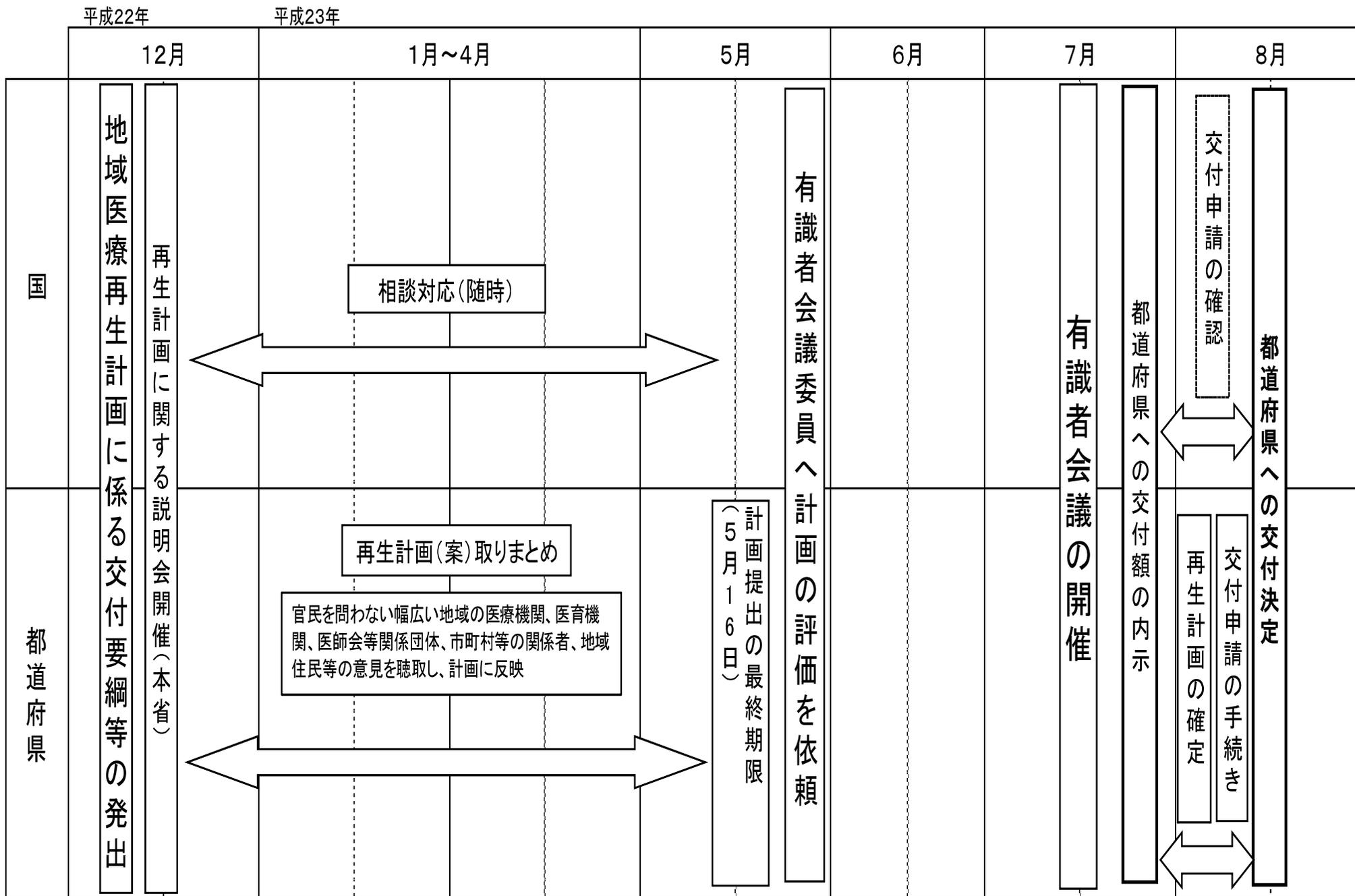
二次医療圏(30万人規模)

一次医療圏(市町村程度)

日常生活圏

日常生活圏

地域医療再生計画のスケジュール（予定）



地域医療再生計画策定の骨子について(案)

【考え方】

- 1) 現行の再生計画の対象分野(医師育成・派遣、救急医療、周産期医療)の中で十分ではない全県的な重要項目を充実させる
- 2) 上記分野に次ぐ全県的な医療課題、高度・専門医療の分野について対応を図る

【内容】

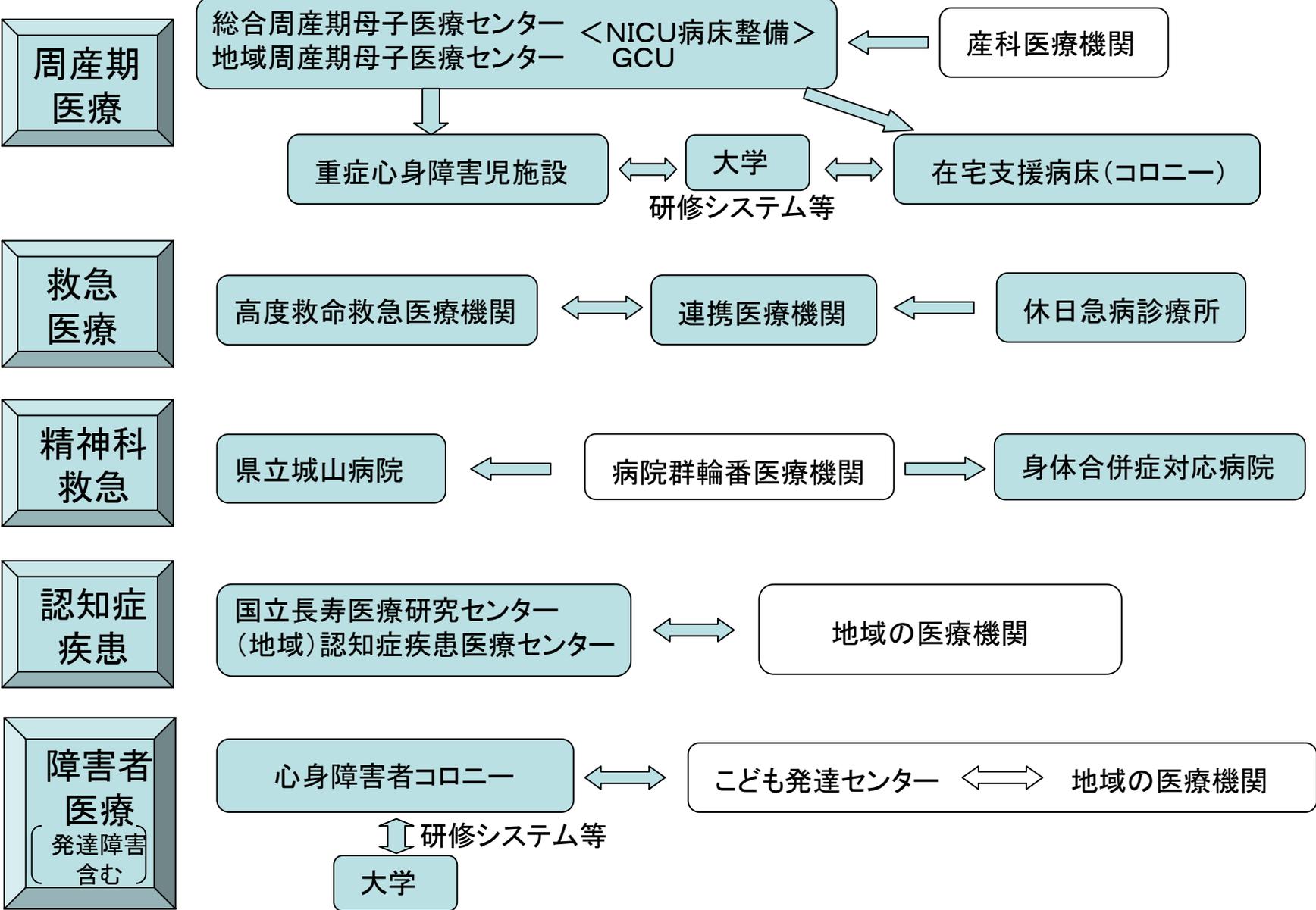
1) 現行再生計画の対象分野で充実すべきもの

	現行の再生計画の事業概要	十分ではない重要項目	今回の再生計画で想定される事業
周産期医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター整備/バースセンター整備 ・NICU整備(大学病院)、重心施設整備 ・小児科医養成のためのシミュレーションセンター整備 	NICU整備	<ul style="list-style-type: none"> ・NICU、GCU整備(地域ごとにNICUを整備) ・NICU後方支援病床整備
救急医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救命救急医療機関整備/連携支援病床整備 ・病院間連携医師派遣事業 ・休日急病診療所運営費助成 	対象地域以外への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救命救急医療機関整備 ・連携支援病床整備 ・休日急病診療所整備、運営助成
医療従事者確保対策	「愛知方式」による医師派遣体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域WG/有識者会議/大学間協議会 ・地域医療支援センター/寄附講座 	看護師確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師確保対策(離職防止・再就職支援) ・地域医療支援センター機能強化

2) 新たな対応分野

	対象とする理由	想定される事業
精神科医療対策(障害者医療含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患患者の増 ・病院勤務医不足による診療制限 ・発達障害全般に対応するための拠点施設の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師の養成 ・精神科救急において身体合併症に対応可能な医療機関整備 ・発達障害に係る総合的拠点機能を担う施設の整備 ・認知症疾患に係る医療提供体制の整備

各分野における医療の流れ(体系図)(想定)



地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件（案）

1. 平成25年度末までの年度計画を作成するとともに、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整えること。
2. 各種会議やパブリックコメントの募集などにより、民間医療機関関係者や医師会等地域の医療関係団体、地域住民等官民間問わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映すること。また、計画の達成状況の評価を行うに当たっても、同様に幅広い地域の医療関係者の意見を聴取するようにすること。
3. 基金を交付する施設整備・設備整備事業については、原則として、基金交付額と同額以上の都道府県経費、事業者負担等を上乘せした事業規模とすること。
4. 高度・専門医療機関等と役割分担・連携する医療機関（以下、「連携医療機関」という。）を、民間医療機関を含め三次医療圏内で適正数指定することにより、切れ目なく医療が提供されるネットワーク（医療連携体制）を構築すること。その際には、必要に応じて医療計画の見直しを行うこと。
5. 高度・専門医療機関等と連携医療機関は、地域連携クリティカルパスの活用の推進や関係院長会議を設置するなど、連携をより強固なものとするための仕組みを講じること。
6. 基金は、施設整備・設備整備のみに偏ることなく、医師等の不足となっている地域医療機関が医師等を受け入れるに当たっての環境整備など医師等の確保や人材育成のためにも活用するようにすること。
7. 平成22年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱4(2)の事業を申請する場合は、上記に加え次の交付の条件を満たすことを必要とする。
 - ①当該事業により整備・拡充等を行う高度・専門医療機関等と連携医療機関（以下、「整備対象医療機関」という。）には、医師事務作業補助員の導入等医師の負担軽減措置も併せて行うことなどを通じて、地域医療機関の医師不足を解消していくための役割も積極的に果たしていくことのできる体制を整備すること。
 - ②整備対象医療機関の間で診療情報、臨床評価に係る情報を収集・分析・情報共有する体制を整備することで、三次医療圏内の医療状況を定量的に評価し、医療の質を底上げするよう努めること。
 - ③50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関については、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行うこと。
（注）ただし、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関が病床非過剰地域である二次医療圏に所在する場合は、5%以上の病床削減とすること。なお、病床過剰地域及び病床非過剰地域それぞれに所在する病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。
 - ④80億円を超える基金交付額を申請する事業は、病院の統合再編を行うこと。